

～～更新申請の受付日程について～～

負担限度額認定証の有効期間は、毎年 7 月 31 日までです。8 月 1 日以降も認定証が必要な方は、同封の「介護保険負担限度額認定証の申請手続きについて」をお読みのうえ手続きをしてください。

1. 必要書類

☐ 介護保険負担限度額認定申請書(同封のもの)

☐ 本人の介護保険被保険者証

持参できない場合でも申請は可能です。窓口でその旨お伝えください。

☐ 窓口に来られる方の本人確認書類

マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等

☐ 預貯金等の通帳の写し(本人及び配偶者名義のもの)

記帳後の預貯金通帳、定期預金証書、有価証券(株式・国債・地方債・社債など)等

2. 更新の申請期限 令和 7 年 8 月 29 日(金)

※9 月以降に申請した場合は新規申請となり、申請月からの適用となります。

3. 申請場所 浅口市高齢者支援課(浅口市健康福祉センター内)

※令和 7 年 4 月から金光・寄島両総合支所の健康福祉系の業務は健康福祉部へ集約されたため、窓口は高齢者支援課となります。

※更新申請の受付開始直後(6/25～7/8)は、窓口の混雑緩和のため、できるだけ対象地区の指定日にお越しください。ご協力をお願いします。(ご都合が悪い場合は、対象地区以外の日でも申請は可能です。事前連絡は不要です。) 7/9 以降は、市内全域の申請を受け付けます。

対象地区	日にち	申請窓口	受付時間
鴨方	6/25(水)、6/27(金) 6/30(月)、7/3(木) 7/7(月)、7/8(火)	高齢者支援課 (浅口市健康福祉センター内) 浅口市鴨方町鴨方 2244-26	8 時 30 分～17 時 15 分
金光・寄島	6/26(木)、7/1(火) 7/2(水)、7/4(金)		
全地区	7/9(水)以降		

4. 支所での臨時窓口について

金光・寄島両総合支所において、以下の日に臨時窓口を開設しますので、ご利用ください。

対象地区	日にち	申請窓口	受付時間
金光	6/30(月)・7/8(火)	金光総合支所	9 時～16 時
寄島	6/27(金)・7/7(月)	寄島総合支所	